

社会福祉の実務（社会福祉法人や会計に限定せず関連するありとあらゆること）において、どのように対処したらいいか、困ることが多いことと思います。

このQ & Aでは、社会福祉法等の法令、厚生労働省通知、その他Q & A等だけでは対処できない問題について、垣根を越えた各分野の方々の英知を結集し、本当に実務に役立つ答を見つけ出していきます。

このQ & A作成にあたっては、皆様方のご協力が不可欠です。Aについてのご意見や、新たなQなど、自由にどんどん当ホームページのお問い合わせ欄に書き込んでください（Qについて個別にご回答を差し上げることは難しいかもしれませんが、Q & Aに取り込んで、当ホームページ上に載せていきます）。

なお、大阪、東京、札幌で、月1回程度、「社福会議」というどなたでも自由に参加していただける勉強会（参加費無料、ただし、札幌のみ貸会議室代のカンパ〜ポケットの小銭程度〜のご協力をお願いしています）を開催しています。ここでもQ & Aの検討をしますので、ご興味のある方は是非ご参加ください（事前のお申し込みは不要です）。

このQ & Aでお示しする結果については、必ずしも所轄庁等にオーソライズされたもの（正当だと認められたもの）ではありません。したがって、ご利用に際して不利益が生じたとしても、当方では責任を負いかねますのでご了承ください。

ただし、このQ & A作成の基本方針として、ただ単にAを示すだけでなく、そのAに至った過程についても可能な限り明確にし、利用する皆様方の理解を深めるとともに、今後の環境変化等に対応して柔軟にAを改訂していけるような材料をご提供していきます。

このQ & Aの作成にあたってご協力いただいた方々は下記のとおりです（敬称略・あいうえお順）。

なお、下記の方々は、全てのQ & Aに関わっているとは限りませんので、ご質問・ご意見等については、取りまとめ役である神原正明（当ホームページ管理者）までお問い合わせください。

＜このQ & A作成にあたって、ご協力いただいた方々（敬称略・あいうえお順）＞

川嶋 良典(公認会計士・税理士) 洪 勝吉(弁護士・公認会計士) 長井 洋子(武田会計事務所) 森本 恭吾(社会福祉法人報徳会やわらぎ保育園園長)

Special Thanks 遠部 義良(社会福祉法人「ゼノ」少年牧場元理事長)(取りまとめ)神原 正明(公認会計士・税理士)

Q0001. なぜ福祉をするのに社会福祉法人が必要なのですか？

(最終改訂：2018/11/29)

A0001. 社会福祉法人でなくとも福祉はできます。ただ、憲法89条に「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」とあるため、施設整備補助金を支出するために「公の支配に属する」組織が必要となり、社会福祉事業法第22条（当時）で社会福祉法人が創設されたと考えられます。

Q0002. なぜ社会福祉法人会計基準の資金収支計算書では、資金の範囲（支払資金）が流動資産及び流動負債（引当金等は除く）と広いのですか？企業会計のように現金及び現金同等物とした方がわかりやすいのではないのですか？

(最終改訂：2018/11/29)

A0002. 社会福祉法人会計の資金収支計算書の支払資金の範囲が流動資産及び流動負債とされる理由は、昭和51年の経理規程準則において、収支計算書（資金収支計算書）をベースに複式簿記化したことに端を発すると考えられます。

つまり、資金収支計算で複式簿記化した場合、3月決算といえども出納整理期間の5月末までの入出金を3月決算に取り込むために、3月末時点ではまだ入出金がないものについても未収金や未払金として資金と同様な取り扱いにする必要があったためと考えられます（出納整理期間2ヶ月のタイムラグを調整するため）。

Q0003. 複数年契約の損害保険料を長期前払費用（固定資産）に計上し、決算日の翌日から1年以内に費用化される部分を前払費用（流動資産）とする処理は問題ないでしょうか？

(最終改訂：2018/11/29)

A0003. 決算期末において、翌年度に費用処理する長期前払費用（固定資産）を前払費用（流動資産）に振り替えた上で翌年度に費用処理する場合、当該前払費用を支払資金と設定していると資金収支計算書上では次のような処理になります。

(1) 決算期末に前払費用に振り替えた時点で、支払資金が増加したこととなり、資金収支計算書に収入が計上されます（勘定科目名は会計ソフトのマスター設定によります）。

(2) 翌年度に費用処理した時点で、支払資金が減少したこととなり、資金収支計算書に支出が計上されます。

(3) つまり、実際には支払資金の受入も支払もないにもかかわらず、資金収支計算書において収入が計上され、翌年度に支出が計上されることになるます（収入と支出の年度もずれてしまいます）。

(4) 社会福祉法人会計の資金収支計算書の支払資金の範囲が流動資産及び流動負債とされる理由は、昭和51年の経理規程準則において、収支計算書（資金収支計算書）をベースに複式簿記化したことに端を発すると考えられる。つまり、資金収支計算のまま複式簿記化した場合、3月決算といえども出納整理期間の5月末までの入出金を3月決算に取り込むために、3月末時点ではまだ入出金がないものについても未収金や未払金として資金と同様な取り扱いにする必要があったためと思われます（出納整理期間2ヶ月のタイムラグを調整するため）。

(5) このような趣旨を鑑みると、固定資産から流動資産に振り替えたからといって支払資金の増加とするには無理があります（会計基準でもそのような1年以内回収や1年以内返済の勘定科目は支払資金から除外されている）。

(6) したがって、当該前払費用については、支払資金から除外することが望ましいと考えられます（その場合は注記15にその旨を記載しないと、支払資金残高が整合しないと誤解されるおそれがある）。

(7) 実務的には下記のような処理方法が考えられます。

① 前払費用を通常の支払資金のものと非支払資金のものとに区分し（会計ソフトが対応可能であれば）、前払費用の内、支払資金から除かれているものを注記15で開示する。

② 当該前払費用を例えば「1年以内費用化予定長期前払費用」等の名称の勘定科目とし、支払資金から除く。

③ 重要性がない場合は、長期前払費用のまま費用化する。

④ 同様に重要性がない場合は、長期前払費用とせず前払費用のまま費用化する（この場合は、資金収支計算書と事業活動計算書の毎期の費用金額は一致します）。

以 上